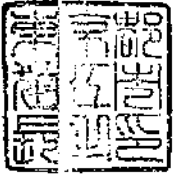


令和7年1月21日
庁 議 資 料



災害時における公衆浴場等の 協力に関する協定書

東京都狛江市
富の湯
お湯どころ野川
有限会社狛江湯

災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）、富の湯（以下「乙」という。）、お湯どころ野川（以下「丙」という。）及び有限会社狛江湯（以下「丁」という。）は、災害時における公衆浴場施設の利用等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）に対し施設利用の協力を要請すること等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、乙等に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 避難所生活者、自宅の風呂を使用することができない市民等への公衆浴場施設の無償提供
- (2) 生活用水の市民等への無償提供
- (3) その他乙等が協力可能な事項

（協力要請）

第3条 甲は、前条による協力を乙等に要請するときは、協力内容、期間及びその他協力に必要な事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙等は、要請を受けるべき代表者をあらかじめ定めるものとし、甲は、当該代表者に対して要請を行うものとする。

3 乙等は、前項の規定により定めた代表者を変更したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（利用方法）

第4条 甲は、乙等が提供した施設に係る利用時間及び利用方法を遵守し、乙等に損害を与えることのないよう、市民等に十分注意して利用させるよう周知・監督をするものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第2条に規定する協力を要した費用について、次の各号に掲げるとおり負担するものとする。ただし、人件費については無償とする。

- (1) 光熱水費 災害が発生する直前の光熱水費を基礎として算出した額
(2) その他協力に要した費用 甲及び乙等が協議して定めた額

(損害補償)

第6条 第2条に規定する協力に基づき乙等が提供した施設及び乙等が管理する資産が損傷する等、乙等に損害が生じたときは、甲はこれを補償するものとする。この場合において、乙等の従業員等その協力に従事する者(乙等の協力者を含む。)が第2条に規定する協力に関連して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)の規定を準用してこれを補償するものとする。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受け、又はその原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲はその価額の限度において補償の義務を免れるものとする。

(事故等に係る責任)

第7条 第2条に規定する協力に基づき発生した事故等に対する責任は甲が負い、乙等は一切責任を負わないものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙等協議の上決定するものとする。

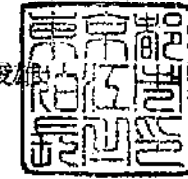
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙等が文書をもって協定の終了を通知しない限り、さらに1年間その効力を有するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲及び乙等記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年1月20日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄



乙 東京都狛江市西野川四丁目5番14号
富の湯
代表者 富永 裕



丙 東京都狛江市東野川一丁目30番14号
お湯どころ野川
代表者 成瀬 昌



丁 東京都狛江市東和泉一丁目12番6号
有限会社 狛江湯
取締役 西川 隆



